

工事 入札心得（一般競争入札用）

（総 則）

第1条 支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長（以下「経理課長」という。）の所掌に属する営繕工事等の請負契約のうち、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、法令その他に定めるもののほか、この入札心得によるものとする。

（異議の申立等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、仕様書、図面、契約書（案）及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条 入札保証金は免除とする。

2 契約保証金は契約書（案）第4条の規定による。ただし、契約書（案）第4条第1号による現金納付は、大臣官房経理課営繕契約係で手交される専用の振込用紙をもって、みずほ銀行本店（所在地：東京日比谷）へ直接現金を持参する場合に限る。他の金融機関からの振込み・送金等は不可。（みずほ銀行各支店においても取り扱わない。）

（入札参加資格の確認）

第4条 入札に参加を希望する者は、経理課長に対し、あらかじめ、公告等に表示された方法により入札参加資格を有する者であることの確認を受けなければならない。参加資格の確認を受けていない者は、入札に参加することはできない。

（入 札 等）

第5条 入札参加者は、公告等に表示された日時の範囲内に、電子入札システムから入札書を提出するものとする。

また、仕様書等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、公告等に表示された日時までに当該関係書類を作成し、経理課長に提出しなければならない。

2 経理課長が受理した後の、入札書の撤回・差し替え等は一切できないので、入札に際しては、金額等は特に注意し、誤入力等はしないこと。（金額桁錯誤を理由とした撤回も認めない。）

3 電子入札によらない入札参加（以下、「紙入札」という。）を希望する場合、あらかじめ経理課長に別紙様式によりその旨を申し出て許可を得なければならない。許可なく紙入札による参加は認めない。

4 前項による紙入札参加の場合に使用する様式及び参加方法等は、前項による許可時に、別途指示する。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（1）経理課長が指定した競争に参加する資格を有しない者のした入札

（2）明らかに連合によると認められる入札

（3）仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が経理課長の審査の結果

採用されなかった入札

- (4) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
 - (5) 入札書受領期限までに到着しない入札
 - (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (7) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
 - (10) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- ただし、(6)～(10)の各号は、紙入札の場合のみ適用する。

（工事請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第9条 農林水産省所管に係る工事の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下、「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び経理課長が指定した日時、場所で開催するヒアリング等に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、工事履歴、手持ち工事の状況、下請予定、建設業許可関係、登記、その他営業に関する事項について実施する。

（落札者の決定）

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札調査を実施うえ、落札者を決定する。この場合、最低の価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 3 前項の結果については、経理課長から入札参加者に通知する。

（再度入札）

第11条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の受付時間は、電子上で通知するので通知された日時の範囲内で入札すること。（入札回数は、原則として2回とする。3回目以降の入札は、執行状況等を総合的に勘案し判断するが、原則として、予算決算及び会計令第99条の2による随意契約は行わない。）

（同価格の入札）

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、電子入札参加者に係るくじについては、入札事務に関係のない職員（立会者）に引かせるものとする。

（契約書の提出）

第13条 落札者は、経理課長から交付された契約書の案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、落札決定の日から7日以内に経理課長に提出しなければならない。

ただし、経理課長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（工事完成保証人）

第14条 削除

（異議の申立）

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第16条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（前金払）

第17条 契約書（案）第34条による前金払は、工事契約で請負金額が 300万円以上の場合に限る。

（工事实績の登録）

第18条 契約金額が 500万円以上となる場合は、（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ受注時登録を行うこと。また、契約金額が 2,500万円以上となる場合は、これに加え、途中変更時登録及び竣工時登録も行うこと。

（低入札価格調査を受けた場合の特例）

第19条 低入札価格調査を受けたものについては、契約書（案）に定める割合を、それぞれ次の各号のとおり読み替える。

- （１）契約書（案）第４条第２項、同条第４項、第46条第２項及び違約金に関する特約条項第１条本文の「10分の１」は、「10分の３」に。
- （２）契約書（案）第34条第１項及び同条第５項の「10分の４」は、「10分の２」に。
- （３）契約書（案）第34条第６項及び同条第７項の「10分の５」は、「10分の３」に。
- （４）契約書（案）第34条第５項、同条第６項及び同条第７項の「10分の６」は、「10分の４」に。

（入札当日の注意事項）

第20条 入札結果は、開札予定時刻から、概ね10～20分以内に、メールで通知されるので、入札担当者は、電子入札システムのメールが受信できるようにして待機すること。

２ 以降の手続き等については、前項のメールで指示するので、必ず確認すること。

３ なお、開札予定時刻から30分以上経過しても何らの通知が受信できなかった場合は、農林水産省大臣官房経理課営繕総括班（03 - 3591 - 7390、直通）に問い合わせ、進捗状況を確認されたい。

（工事費内訳書）

第21条 入札参加者は、第１回の入札に際し、あらかじめ入札の公告及び入札説明書等に表示された方法により工事費内訳書の提出をしなければならない。

２ 入札時において、経理課長が積算参考資料に準じた工事費内訳書の提出を求めた場合には、入札説明書に表示された方法で提出しなければならない。